

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和元年 10 月 18 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
--------------------	----

厚生年金保険関係	2件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900208号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900052号

第1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者のA社における平成18年4月1日から平成21年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成18年4月から同年8月までの標準報酬月額については18万円から32万円、同年9月から平成19年8月までの標準報酬月額については19万円から32万円、同年9月の標準報酬月額については22万円から36万円、同年10月の標準報酬月額については22万円から34万円、同年11月から平成20年12月までの標準報酬月額については22万円から36万円、平成21年1月及び同年2月の標準報酬月額については22万円から34万円とする。

平成18年4月から平成21年2月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年4月から平成21年2月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、請求者のA社における平成19年10月1日から同年11月1日までの期間及び平成21年3月1日から同年4月18日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成19年10月及び平成21年3月の標準報酬月額については、36万円とする。

平成19年10月及び平成21年3月の訂正後の標準報酬月額(平成19年10月については上記1の訂正後の標準報酬月額34万円を除く。また、平成21年3月については訂正前の標準報酬月額22万円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年4月1日から平成21年4月18日まで

A社では、平成17年12月からアルバイトとして勤務し、正社員であった請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、当時の給与支給額より低い記録となっているので、調査の上、年金

記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成18年4月1日から平成21年3月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成18年4月1日から平成21年3月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額から、平成18年4月から平成19年8月までは32万円、同年9月は36万円、同年10月は34万円、同年11月から平成20年12月までは36万円、平成21年1月及び同年2月は34万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成18年4月から平成21年2月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、オンライン記録における当該期間の標準報酬月額が、給与明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し届出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成18年4月1日から平成21年3月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成19年10月1日から同年11月1日までの期間について、給与明細書により確認できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を超えていることから、請求者の平成19年10月の標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間の訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額34万円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成21年3月1日から同年4月18日までの期間について、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができないものの、本来の報酬月額

に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることから、請求者の平成 21 年 3 月の標準報酬月額を 36 万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額 22 万円を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900211号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900053号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成28年12月1日から同年6月1日に訂正し、同年6月から同年11月までの標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成28年6月1日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成6年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年6月1日から同年12月1日まで

A社に平成28年6月1日から勤務していたが、同社に係る厚生年金保険被保険者資格取得年月日が同年12月1日と記録されている。

請求期間を厚生年金の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、A社より提出された平成28年賃金台帳、同年分給与所得に対する源泉徴収簿及び同年6月分から同年12月分までの給料明細書並びに事業主の回答により、請求者が請求期間において、同社に勤務し、事業主により報酬が支払われていたことが確認できる。

一方、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について、事業主は、給与から控除していなかった旨回答している上、上記賃金台帳、源泉徴収簿及び給料明細書により、請求期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていないことが確認できることに加え、請求者も、保険料は控除されていなかった旨陳述している。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、平成28年6月1日であると認められ、請求期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳、源泉徴収簿及び給料明細書並びに日本年金機構の回答により、20万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の被保険者期間については、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による訂正を行うことはできないものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。